# 第１　監査の請求

## １　大阪府職員措置請求書の提出

令和４年８月19日

## ２　請求人

　　　略

## ３　請求の要旨

別紙１記載のとおり。

# 第２　請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

# 第３　監査の実施

## 　１　監査対象事項

故安倍晋三国葬儀（以下「本件国葬」という。）への知事及び府議会議長（以下「議長」という。）の出席に係る公金支出の差止め

## 　２　監査対象機関

政策企画部及び議会事務局

本件国葬に知事が出席するに当たり公金を支出する場合は、政策企画部において執行されることになるため、政策企画部を監査対象機関とする。

なお、本件大阪府職員措置請求書には、「大阪府知事及び大阪府議会議長に関する措置請求」と記載されているが、法第149条第２号の規定に基づき、予算を執行することは地方公共団体の長に専属し、議会はこれを有しない。しかしながら、予算の執行権を有する「知事」に関する措置請求との記載があること、また、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第３条により議会事務局長である法第172条第１項の職員に、その所掌に係るものの範囲内において、支出負担行為をすること及び支出の命令をすることが委任されており、本件国葬に議長が出席するに当たり公金を支出する場合は、議会事務局において執行されることになるため、議会事務局を監査対象機関とする。

## 　３　請求人の陳述

第１の２に掲げる請求人７名（以下「請求人ら」という。）に対し、令和４年９月２日に法第242条第７項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設けたところ、別紙３-１から別紙３-３のとおり陳述があった。また、請求人陳述に際し、別紙４-１及び別紙４-２のとおり陳述書が提出された。

## 　４　実地監査

監査委員事務局により、令和４年９月５日に議会事務局に、同月６日に政策企画部に対し、それぞれ監査を実施し、知事及び議長（以下「知事ら」という。）の本件国葬出席に相当の確実さが予測されるか、出席する場合にどのような公金支出が想定されるか等、本件請求に係る聴取りを行った。

# 第４　監査の結果

## １　事実関係

### (1)　本件国葬の実施について

本件国葬については、令和４年７月22日に別紙５のとおり閣議決定され、同年９月27日、日本武道館で執り行われることとなり、官房長官は、同日の記者会見で、「無宗教形式で、かつ、簡素厳粛に行う」「国葬儀は儀式として執り行われるものであり、国民一人一人に政治的評価や喪に服することを求めるものではない」と述べた。

首相官邸ＨＰに掲載されている「岸田内閣総理大臣記者会見」（令和４年７月14日会見）には、岸田内閣総理大臣の記者の質問への回答として、「国の儀式を内閣が行うことについては、平成13年１月６日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関すること、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものであると考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです。こうした形で、閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府としては判断をしております。」との記載がある。また、「岸田内閣総理大臣記者会見」（令和４年８月31日会見）には、岸田内閣総理大臣の記者の質問への回答として、「安倍元総理の国葬儀については、（中略）内閣府設置法あるいは閣議決定、こうしたものを根拠として実施することを決定したもの」との記載がある。なお、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第４条第３項第33号には、内閣府のつかさどる事務として、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。」が掲げられている。

また、首相官邸ＨＰに掲載されている「官房長官記者会見」（令和４年９月６日会見）には、本件国葬の流れについて、別紙６のとおり葬儀委員長が決定した旨記載されている。

### (2)　本件国葬の経費について

本件国葬に必要な経費については、令和４年８月26日の閣議において、令和４年度一般会計予備費を使用することが決定され、首相官邸ＨＰに掲載されている「官房長官記者会見」（同日会見）には、「予備費の使用額は、令和２年に行われた中曽根元総理の内閣・自由民主党合同葬から約5,700万円増の約２億4,900万円となります」との記載がある。また、「官房長官記者会見」（同年９月６日会見）には、「予備費で賄うこととした式典関係の経費2.49億円以外に、警備費や海外要人の接遇に要する経費などが必要となる見込みであること」「丁寧な説明を尽くすという観点に加え、（中略）海外から190以上の代表団が参列し、その中で特別の接遇を要する首脳級等の代表団の数が50程度と見込まれることから、これを仮定するとともに、そうした要人が多数集まる行事に対する警備体制を一定の規模で仮定すること等により、あえて現時点での経費の見込みをお示しをしたい」「警備・接遇等の経費については、過去の合同葬と同様に、既に成立をしている今年度予算の中で対応する」との記載があり、警備に要する経費として８億円程度、海外要人の接遇に要する経費として６億円程度、接遇要員として一時帰国させる在外公館職員の出張のための旅費として１億円程度、自衛隊の儀じょう隊等の車両借上費等として0.1億円程度と見込まれている旨が記載されている。

### (3)　衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会での閉会中審査について

令和４年９月８日に行われた衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会の閉会中審査において、岸田内閣総理大臣は、冒頭で、本件国葬実施の理由として、①歴代最長の政権を担った、②多くの業績を残した、③諸外国が弔意を示している、④選挙運動中に銃撃されたことから、国として民主主義を守る姿勢を示す必要がある旨の４点を挙げ、「各国で国全体を巻き込んでの敬意と弔意が表明されていることなどを踏まえ、国葬を執り行うことが適切であると判断した」、来日する要人との会談を通じ「安倍氏が培われた外交的遺産を我が国として受け継ぎ、発展させるという意志を内外に示していく」と述べた。

また、質疑の中で、岸田内閣総理大臣は、「国民の皆さんから様々なご意見・ご批判をいただいていることはしっかり受け止めなればならないと思う」、「共通する思いとして、説明が不十分という部分がある」、「こうした指摘は謙虚に受け止めなければならないと思う」、「国葬儀の理由、法的根拠、予算、執り行い方を丁寧に説明することと併せて、引き続き政府の考え方全体をしっかり説明していく努力は重要」である旨述べた。また、本件国葬は、「内閣府設置法と閣議決定に基づき決定したもの」、「行政権の範囲内で、内閣法制局の判断を仰ぎながら政府として決定した」、「国民に更なる義務を課すとか、権利を制限するというものでない限り、具体的な法律が必要ないという学説に基づいて、政府としてしっかり考えている」旨述べた。

### (4)　本件国葬への知事の出欠等について

政策企画部に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

ア　本件国葬に係る国からの案内について

(ｱ)　令和４年８月17日、全国知事会から送付された本件国葬に係るメールに国作成の「参列者の推薦について」と題する書面が添付されており、被推薦者には、「③地方公共団体（総務省）　・都道府県知事及び同議会議長」との記載があったほか、メール本文には全都道府県知事あてに、後日案内状が配布される点、原則代理出席は認められない点等の記載はあったが、「当日の流れについての情報は未だありません」との記載もあり、前記第３の４の実地監査を行った同年９月６日時点では、本件国葬に関する詳細についての連絡はなかった。

(ｲ)　令和４年８月23日、全国知事会から、本件国葬への知事の出欠について、同年９月５日（月）までにメールで回答するよう照会があった。なお、前記第３の４の実地監査を行った同月６日時点で、出席する旨回答済である。

(ｳ)　令和４年９月９日に届いた本件国葬に関する国からの案内状は、「謹啓　故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます　敬具」「日時　令和四年九月二十七日（火）午後二時」「場所　日本武道館」と記載され、発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長　内閣総理大臣　岸田文雄」となっている。また、添付された「御留意事項」には、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されている。

イ　出欠について

本件国葬は、閣議決定に基づき国が実施するものであって、知事への案内（前記第３の４の実地監査を行った令和４年９月６日時点では、前記ア(ｱ)及びア(ｲ)の全国知事会からのメール連絡と出欠確認）があったことから、前記ア(ｲ)のとおり、出席する旨、全国知事会に回答済である。

ウ　出席した場合に想定される公金支出について

本件国葬に知事が参列する場合に支出することが想定される公金は、知事及び随行する職員（秘書）の旅費である。知事の旅費は、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和22年大阪府条例第18号）に基づき算定された額が支給される。随行する職員の旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）に基づき算定された額が支給される。

なお、東京都内での集合場所までの移動は公用車（ハイヤー）を用いるが、その費用については東京事務所で執行され、国土交通省関東運輸局の認可料金で支払われる。

### (5)　本件国葬への議長の出欠等について

議会事務局に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

ア　本件国葬に係る国からの案内について

(ｱ)　令和４年８月17日、全国都道府県議会議長会からの本件国葬に係るメールに、「９月27日（火）に東京・日本武道館にて、故安倍晋三元総理の国葬儀が執り行われる件について、総務省から「都道府県議会議長及び知事は全員（各47名）が参列対象となる」旨の記載があった。当該メールには、「総務省によると、代理出席は原則認められないとのことです」との記載はあったが、「当日のタイムスケジュールや集合場所、服装等の詳細について、総務省から情報が入り次第、御連絡いたします」との記載もあり、前記第３の４の実地監査を行った令和４年９月５日時点では、本件国葬に関する詳細についての連絡はなかった。

(ｲ)　令和４年８月23日、全国都道府県議会議長会から、本件国葬への議長の出欠について、同年９月５日（月）までにメールで連絡するよう求める事務連絡があった。前記第３の４の実地監査を行った同日時点で、出席する旨回答済である。

(ｳ)　令和４年９月12日に届いた本件国葬に関する国からの案内状は、前記(4)ア(ｳ)の知事への案内状と同じである。

イ　出欠について

本件国葬は、閣議決定に基づき国が実施するものであって、府議会の代表者である議長への案内（前記第３の４の実地監査を行った令和４年９月５日時点では、前記ア(ｱ)及びア(ｲ)の全国都道府県議会議長会からのメール連絡と出欠確認）があったことから、前記ア(ｲ)のとおり、出席する旨、全国都道府県議会議長会に回答済である。

ウ　出席した場合に想定される公金支出について

本件国葬に議長が参列する場合に支出することが想定される公金は、議長の交通費の費用弁償及び随行する職員（秘書）の旅費である。議長への費用弁償は、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大阪府条例第21号）に基づき算定された額が支給される。随行する職員の旅費は、職員の旅費に関する条例に基づき算定された額が支給される。

なお、東京都内での集合場所までの移動は公用車（ハイヤー）を用いるが、その費用については、前記(4)ウのとおり東京事務所で執行される。

## ２　判断

国が行う本件国葬は未だ実施されていないが、前記１(4)及び１(5)のとおり、本件国葬が実施される場合、知事らが出席し、公金が支出されることが相当の確実さをもって予測される。

請求人らは、本件国葬は憲法に違反し何らの法的根拠のない違法な行政活動といわざるを得ない旨、本件国葬に知事らが出席したり公金を支出することが法第２条第２項に違反する旨主張するとともに、国葬の対象として「安倍元首相に関しては想像もできないミスキャスト」であり本件国葬に税金が使われることを認めるわけにはいかないとして、本件国葬への知事らの出席に係る公金支出の差止めを求めている。

### (1)　財務会計行為の前提となる原因行為について

法第242条第１項によれば、住民は、違法又は不当な公金の支出がなされることが相当の確実さをもって予測されると認めるときに、監査委員に対し、当該行為を防止するために必要な措置を講じることを請求することができるが、財務会計行為である公金の支出の差止めを求めることができるのは、これに先行する原因行為に違法又は不当事由が存する場合であっても、この原因行為を前提としてなされる財務会計行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものであるときに限られる（最高裁第３小法廷平成４年12月15日判決参照）。したがって、原因行為に存する違法又は不当事由の内容及び程度が予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであると認められるときに限って、公金の支出が違法又は不当なものとなる。

前記１(1)のとおり、本件国葬は、令和４年７月22日に別紙５のとおり閣議決定され、実施される国の行為であるところ、前記１(4)ア(ｱ)及び１(5)ア(ｱ)のとおり、各都道府県知事及び同議会議長（各47名）が参列対象となっているものの、その出席が法的に義務付けられているとは解されないことから、本件国葬に出席するかどうかは各地方公共団体の判断に委ねられている。

この場合、支出負担行為を行い支出を命令する者は、公金支出の原因となる本件国葬への出席に、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するのかどうかを判断することが求められる。

このような見地からみると、前記１(1)及び１(3)のとおり、本件国葬は閣議決定に基づき行われ、その法的根拠については内閣府設置法第４条第３項第33号にあると説明されていることや前記１(1)から１(3)の本件国葬の趣旨と態様に照らし、監査した限りにおいて得られた前記事実関係の下では、作用法的な根拠と規律に基づかずに前記趣旨と態様の下で行われる本件国葬へ出席する行為に、地方公共団体において予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとはいえない。

### (2)　地方公共団体の事務について

法第２条第２項は、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」とし、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものであって、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、儀礼的なものも含まれると考えられる。そうすると、知事らが、地域の住民の代表として国が行う本件国葬に出席することは、法第２条第２項に違反するものではない。

また、前記１(4)ウ及び１(5)ウのとおり、知事らの本件国葬への出席に当たり支出されることが想定されるのは、知事及びその随行職員の旅費、議長の交通費相当額の費用弁償及びその随行職員の旅費並びに東京での移動に際しての公用車の費用であり、いずれも条例の規定等により定められた額であって、必要最低限の額にとどまっており、法第２条第14項にそぐわないものとはいえない。

### (3)　不当性について

本件国葬については経費の規模等をめぐって様々な意見がある状況にあり、請求人らからは不当である旨の主張があるが、本件国葬を行うかどうか、どのような趣旨・態様で行うかについては国が決定するものであって、本件国葬に知事らが出席する行為に、地方公共団体において予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとはいえないのは前記(1)及び(2)のとおりである。

### (4)　まとめ

以上から、知事らの本件国葬への出席は、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとは認めがたいことから、本件公金の支出が違法又は不当であるということはできない。

## ３　暫定的な停止の勧告について

別紙２記載のとおり、法第242条第４項に基づき、監査委員が暫定的な停止勧告を行うよう請求人らから申入れがあったが、国が行う本件国葬への知事らの出席に伴い必要となる公金の支出が違法ということはできないのは、前記２のとおりである。また、前記１(4)ウ及び１(5)ウのとおり、国が行う本件国葬に知事らが出席する場合に想定される公金の支出は、知事及びその随行職員の旅費、議長の交通費相当額の費用弁償及びその随行職員の旅費並びに東京での移動に際しての公用車の費用であり、一見明らかに違法なものは見受けられず、回復の困難な損害が生じるおそれも認められない。以上を踏まえると、国が行う本件国葬への知事らの出席に伴う公金の支出を停止する必要があるとは認められず、停止の勧告は実施しない。

## ４　結論

以上のとおり、国が行う本件国葬に関して地方公共団体が公金を支出することは違法又は不当ではなく、公金を支出することの差止めを求める請求人の主張には理由がない。

よって、本件住民監査請求を棄却する。

# （別紙１）請求の要旨

令和４年８月19日付け　請求人ら提出

請求の要旨

大阪府知事及び大阪府議会議長に関する措置請求の要旨

第１　請求の要旨

１　概要

日本国政府は、2022年９月27日に「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」といいます。）を挙行することを閣議決定しました。

本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられますから、これに大阪府知事及び大阪府議会議長が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬に関連して公費が支出されることは相当の確実さをもって予測されるところです。

ところで、私たち請求者は、本件国葬が以下に述べるとおり、違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えています。

そこで、私たち請求者は、地方自治法第242条第１項の規定に基づき、大阪府監査委員に対して、本件国葬に大阪府知事及び大阪府議会議長が参列するに際して公金を支出することを差し止めるという措置をとることを求めます。

２　対象となる大阪府知事及び大阪府議会議長の行為及びそれに関する公金の支出について

2022年９月27日に挙行される「故安倍晋三国葬儀」に関して、相当の確実さをもって予測される大阪府知事及び大阪府議会議長の参列・出席に関連する公金の支出行為一切（随行職員に関する支出等も含む。）。

３　本件国葬の違憲性・違法性について

(1)　はじめに

本項においては、私たち請求者が、なぜ本件国葬が違憲・違法であるか、という点について述べます。

まず、そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのかについて述べます（(2)）。そして、現時点で私たちが把握している本件国葬が挙行されるに至った経緯を述べ（(3)）、本件国葬が日本国憲法に照らして違憲であること（(4)）及び本件国葬を実施するについて法的根拠がない違法な行政活動であること（(5)）について述べます。

(2)　「国葬」が持つ歴史的政治的意味について

そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのでしょうか。

日本最初の国葬は、1883年に行われた、岩倉具視の葬儀ですが、その原型は、さらに５年前の大久保利通の葬儀だったと言われています。大久保家の葬儀でしたが、天皇が弔意の品を贈り、勅使を派遣しています。その費用には国費が支出され、政府職員も要員として派遣され、国葬に準じたものとして行われています。これは、暗殺された大久保の葬儀を盛大に営むことで、「政府に逆らうことは天皇の意思に背くことだ」ということを、内外にアピールすることで、いまだ不安定な明治政府の基盤を強めようとしていたのです。

そのことは、国葬について定めていた「国葬令」からも読み取れます。国葬令では、天皇・皇太后・皇后の葬儀である大喪儀と、皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃及び摂政在任中の親王・内親王・王・女王の喪儀を国葬とするとしたうえで（同令１条、２条）、皇族以外の「國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ」とされていました（同令３条）。「特旨」とは、すなわち天皇の「思召」を意味します。「國葬ヲ賜フ」との「特旨」は、勅書の形式をもって公にされ、内閣総理大臣はこれを公告し、葬儀の式次第は総理が案を作成して勅裁を経たうえで決定されることになっていました。つまり、「國家ニ偉功アル者」の葬儀は、天皇の「思召」をもって、天皇の命令により、内閣の主導で実施される形がとられていました。

また、国葬令４条は、「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ葬儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス」として、臣下の国葬当日、「国民」が喪に服すことを義務付けていました。これは、「国民」の立場に立てば、国葬の対象となる人物に対して、生前の「偉功」を讃える場が、国民の望むと望まないとにかかわらず、政府によって用意されることになるのです。こうして行われる国葬には、莫大な国費が投じられ、新聞各紙もこれを大きく報じています。ほとんどの国葬は東京で行われたようですが、東京から離れた各地の行政機関・学校・宗教施設などでは、葬儀の前後に遥祭が営まれるようになり、その葬儀の場にいなかった人たちも間接的に「國家ニ偉功アル者」の死に接することとなり、全国を巻き込んだ一大イベントになっていたのです。

平民出身者で初めて国葬の対象となったのは、日本海軍連合艦隊司令長官であった山本五十六海軍大将です。これは、国民の戦意高揚をもたらしました。山本は、1943年４月18日にブーゲンビル島上空で乗機が撃墜され戦死しましたが、その死はしばらくの間公表されることはありませんでした。しかし、５月21日に大本営からその死が発表されるとともに、国葬とすることが決められました。当時の新聞報道は次のようなものです。

情報局発表（昭和一八年五月二十一日午後五時）

天皇陛下に於かせられては聯合艦隊司令長官海軍大将山本五十六の多年の偉功を嘉せられ、大勲位功一級に叙せられ、元帥府に列せられ特に元帥の称号を賜ひ、正三位に叙らせれ、薨去に付特に国葬を賜ふ旨仰出さる

同年六月五日に行われた国葬に際しては、東条英機首相は「元帥の闘志を継げ」と国民を激励しました。

また、山本の国葬については全国民が喪に服することとされ、午前10時15分を「国民遙拝の時刻」と定め、遙拝式を行うことなどが通達されていました。

このように、「国葬」は、国家が特定の「功臣」の死に政治的な狙いをもって、積極的に介入しているのです。特に明治憲法下における天皇の介在はその点を強調する意味合いがあるように思います。

国葬令は、1947年に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）第１条の規定により、失効しています。そのため、現在の日本において、国を挙げての公葬を規定する法は存在しません。地方公共団体においても、1946年11月１日内務文部次官通達で「地方官衙及び都道府県市町村等の地方公共団体は、公葬その他の宗教的儀式及び行事（慰霊祭、追弔会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」と地方長官に命令が出され、行政が主導して宗教性を伴う慰霊行為を行うことは政教分離の観点から全面的に禁止されています。

日本国憲法の下では、皇室に関するものとして、1951年の貞明皇后に対する「事実上の国葬」と、1989年の昭和天皇に対する大喪の礼（皇室典範に基づくもの）の２回があり、皇室以外では、1967年に吉田茂元首相に対する「国葬」が行われています。もっとも、首相経験者については、その後も国葬が検討されたようですが、根拠法令がないとのことで実行されず、近年まで「内閣・自由民主党合同葬」が慣例的に行われています。

(3)　本件国葬の挙行に至る経緯

本件国葬が挙行されるに至った経過は、次の通りです。

2022年７月８日午前、同月10日に執行される第26回参議院議員通常選挙の選挙応援のため奈良県内を遊説していた安倍晋三衆議院議員（元内閣総理大臣、元自由民主党総裁）が、街頭演説中に銃撃を受け、同日午後に亡くなりました。

岸田文雄内閣総理大臣（以下「岸田首相」といいます。）は、2022年７月22日、亡安倍晋三氏について本件国葬を行うこととし、その名称を故安倍晋三国葬儀とすることなどを閣議決定しました。岸田首相によると、安倍氏について国葬を行うことについて、岸田首相は、①憲政史上最長になる８年８か月にわたり、内閣総理大臣の重責を担ったこと、②東日本大震災からの復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を残したこと、③外国首脳を含む関係社会からの高い評価があること、④選挙中の蛮行による急逝であることと説明しています。

(4)　本件国葬の違憲性について

ア　日本国憲法の根底に流れる個人主義（individualism）

私たちが、今回の監査請求をするにあたり、もっとも重要だと考えていることは、私たちの住む日本社会において、私たち一人ひとりが、等しく尊重される社会であるということです。

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定しています。これは、私たちの社会を考えるうえで、極めて重要な前提を示している部分です。なぜ、私たちは社会を作るのかという根本的な問いに立ち返る部分でもあるからです。私たちを取り巻く社会的関係を一つずつ取り除き、最後に残った「私自身」「あなた自身」という独立した存在を「個人」といい、その個人一人ひとりは自由で平等であるという前提が共有されていなければなりません。その「個人」が持つ自由や権利を維持・発展させるために私たちは社会を作り、その社会を運営する際に、運営者たる権力者にたいし、構成員の侵してはならない自由や権利を「基本的人権」という形で注意喚起をしているのです。

このように、私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということを大前提として成り立っており、これを個人主義と呼びならわしています。

イ　憲法14条違反

このように述べたところで、現実社会をみると、それぞれの個人は決して自由で平等であるとはいいがたい状況にあることはわかります。男女の性差であったり、障害の有無や資産の有無などいたるところに物理的な格差があるからです。

しかし、私たちが、心のうちで何を考えようと、いかなる神を信じようと、あるいは仏を信じまいと、誰かを愛おしいと感じようと、あるいは殺してしまいたいほどに憎しみを感じようと自由です。他者とのかかわりの中で、他人の自由や最低限の秩序を侵害しなければ、基本的に何をしようと自由です。これは、人間として生まれたという一点において、私もあなたも等しく同じ存在だからです。個人はそれぞれ自由かつ平等です。より正確に言うならば、個人はその自由性において平等だということなのです。このことを宣言したのが、憲法14条です。

この憲法14条の唯一の例外が、日本国の象徴たる天皇です。裏を返せば、天皇以外は日本国との関係で当然に特別扱いされることはありません。むしろ、してはならないのです。特別な対応をしようとするならば、その根拠となる法律がなければなりません。

今回の安倍氏に対する国葬儀は、日本国として安倍氏を特別扱いして国費において葬儀をするということです。当然のことながら、私やあなたも、将来亡くなったときに国が葬儀をしてくれることなどないでしょう。どうして安倍氏が国葬の対象になるのか、納得のいく説明はありません。憲政史上最長の首相在任期間は理由にはなりません。加えて、その長期政権の中で政治の私物化を追及されるなど、安倍氏の政権運営には肯定的評価ばかりではなく、否定的評価も多くありました。首相の座こそ降りましたが現職の国会議員でしたし、この評価は今なお定まるところではありません。そのような中で国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍氏の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則と、憲法14条に正面から反するものと言わなければなりません。

ウ　憲法19条違反

先に述べたように、日本国憲法が施行されてから、「国葬」は皇族を除けば吉田茂元首相の例しかありません。首相経験者について、これまでの慣例をあえて破って半世紀以上上行われてこなかった「国葬」という形式を取るということは、そのこと自体に意味を見出していると言わざるを得ません。

岸田首相は、７月14日の記者会見で、本件国葬によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示す、としています。また、８月10日の記者会見では、「国葬」について、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式、と説明しています。すなわち、「国葬」という形式を取ることの意味は、国を挙げて故人を追悼し、一定の決意や気持ちを示す、ということにほかなりません。そのために、本件国葬当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民問わず行われ、またマスコミも本件国葬一色の報道になることが予想されます（吉田茂氏の国葬に際してはまさにそのようなことが行われましたし、安倍晋三氏についても、７月12日の葬儀に際して多くの公共団体が弔旗の掲揚を行いました。）。

しかし、故人に対して追悼の念を抱くか否かは本来きわめて個人的な営為であり、とりわけ、首相経験者である故人に対するそれは、個人の歴史観や世界観に深く根ざした行為です。そして、「国葬」は、個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼を、故人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、国中の人々に強いるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法19条に反するものです。

エ　憲法20条・89条違反

安倍氏国葬は憲法20条や89条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性があります。

憲法20条１項前段は信教の自由は何人に対しても保障するとし、２項は何人も宗教上の行為を強制されないとしています。しかし、明治憲法のもとでは国が宗教、とりわけ神道と結びつくことによって市民の信教の自由が保障されていたとはいえませんでした。そこで日本国憲法20条１項後段、３項や89条は、政教分離原則に基づき国と宗教が結びつくことを禁止する政教分離規定を定めました。それによって、信教の自由の保障を制度的に確保しようとしたのです。

安倍氏国葬は、故安倍晋三元内閣総理大臣に対し、哀悼や追悼の意を表するために行われるものです。岸田文雄首相は、2022年７月14日夜の記者会見において、「国の内外から幅広く哀悼や追悼の意が寄せられていること」などを「勘案し、この秋に『国葬儀』の形式」で本件国葬を行うと表明しました。

本件国葬は、「国」が故安倍晋三元内閣総理大臣を哀悼し、追悼し、故安倍氏に弔意を示す儀式です。それは、すでに死者となっている故人がなおなんらかの形で存在しているものとし、その超自然的存在を畏敬する心情を示す宗教行為です。

本件国葬を決めた同年７月22日の閣議後の記者会見で、松野博一官房長官は、「無宗教形式で行うこととし、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう関係者と密接に連携をとりながら速やかに準備を進めていく。」と述べました。しかし、形式が無宗教であったとしても、既存の宗教団体の方式を踏襲しないというだけで、「国葬儀」が宗教行為であることに変わりません。

日本国憲法20条３項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止しています。したがって、国が主催して本件国葬を執行し、地方公共団体の知事等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法20条３項に反するものであり、許されないことです。

オ　憲法21条違反

故人に対して追悼の念を抱くことはもちろん、さらに追悼の念を表明する、しないということも、思想良心に基づく表現行為としてきわめて個人的な営為です。

儀式の価値は、外形にあらわれた荘厳な形式によって発揮されると言われることがあります。前述のように、「国葬」当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民問わず行われることが強く予想されます。「国葬」が「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」であるならば、本件国葬の会場である日本武道館にとどまらず、国全体に弔意の表明が行き渡っている必要があります。「要請」であると言いながらも、本件国葬が儀式として完成するためには、安倍氏に対する「敬意と弔意」を表明することの有形無形の圧力が生じるものと考えられます。しかし、追悼の念を表明するということは一種の表現活動であり、弔旗の掲揚や黙祷はその具体的な表明行為です。

「国葬」を実施することは、そのような弔意表明の「要請」が官民問わず行われ、有形無形の圧力がかけられることにつながり、憲法21条が保障する表現の自由が侵害されることになります。

(5)　本件国葬の違法性について

ア　行政活動は法律に基づいて行われなければならない

ところで、今回の国葬儀は内閣府に実行委員会を置く方式で運営されることと閣議決定がなされました。内閣総理大臣が実行委員長であり、その実務機関を内閣府に置くのですから、今回の国葬儀は国の行政活動の一つというべきでしょう。

大日本帝国憲法の下においては、国家権力のすべてを統帥する天皇がいましたから、行政権はア・プリオリに法に先立つものと考えられていました。しかしながら、日本国憲法の下においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限を与えられることになりました。つまり、行政という営みの本質は、「法律を誠実に執行する」こと（憲法73条１号）にあるというべきです。そのため、行政権は本来的にはからっぽであり、法律を執行するための機関を作る根拠となる「行政組織法」と、具体的に行政活動を営む際の手続や要件、活動の内容や効果に関する「行政作用法」が必要になります。行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアといえばわかりやすいでしょうか。行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とし、その法律に拘束されるのであって、行政権は法律による授権なしに私人の権利義務に影響を与える決定をしてはならないのです。

このような行政法の執行過程を貫く基本原理を「法律に基づく行政の原理」といいます。

イ　内閣府設置法を根拠にするという詭弁

本件国葬の実施に際して、国葬を行う具体的な法律根拠がないじゃないかと厳しい指摘がなされていました。先の述べた通り、戦前の日本で実施されていた国葬は「国葬令」に基づいて行われていましたが、日本国憲法の制定によってこの国葬令が廃止されています。そこで、政府が打ち出した法律の根拠が内閣府設置法です。内閣府設置法には内閣府の所掌事務として「国の儀式」が挙げられていると言うのです。

たしかに、内閣府設置法第４条第３項第33号をみると、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。」とあります。

しかしながら、この説明は詭弁にすぎません。内閣府設置法は、「内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める」（同法第１条前段）とあることから明確なとおり、「行政組織法」の一つだからです。先に確認した通り、行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とするもので。内閣府設置法はハードウェアであって、国葬を実施するためのソフトウェアにはなりえないのです。

この内閣府設置法にいう「国の儀式」は、天皇が行う国事行為として定められている「儀式」（日本国憲法第７条第10号）が念頭に置かれています。この「儀式」の行政作用法としては、皇室典範が挙げられます。天皇の即位に伴う「即位の礼」は同法第24条に、天皇の崩御に伴う「大喪の礼」は同法第25条に規定されています。率直に言って、今回の閣議決定が皇室典範の規定と同等の位置づけにあるとはいいがたいでしょう。

結局のところ、今回の国葬儀は、何らの法的根拠のないものというほかなく、違法な行政活動と言わざるを得ないものです。

４　本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

本件国葬に地方公共団体の知事等が出席したり、公金を支出したりすることは、地方自治法に反します。

地方自治法２条２項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしています。これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法92条に基づく規定です。

そこで、問題は地方公共団体の知事らが本件国葬に出席したり、そのための出張費用等に公金を支出したりすることが、地方公共団体の「事務」といえるかです。これについて、関係省庁が検討したり、地方公共団体が検討したりしている形跡はありません。

この点を検討すると、地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することとされているこことが必要とされていますが、本件国葬に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「法律」は存在しません。

また、「法律に基づく政令により処理することとされている」場合は、それも地方公共団体の「事務」といえますが、本件国葬に知事らが出席したり、公金支出することを根拠づける「政令」も存在しません。

仮に、本件国葬に関する法律や政令がなくても、地方公共団体が社会的実体を有し、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」されていること（地方自治法１条の２第１項）などからすると、法律や政令に基づく「事務」そのものには該当せず、またその「事務」の遂行に伴うともいえないものであっても、なお地方公共団体の「事務」にあたるといえる場合があるのではないかという意見もありえます。

しかし、「住民の福祉の増進」を図るとはいえないもの、「住民の福祉の増進」を図る目的によるとはいえないものは、やはり「法律」や「政令」に基づいているとはいえず、そのような行為は、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきです。

本件国葬に知事らが出席し公金を支出することを根拠づける「法律」や「政令」は存在せず、また、知事らの出席が「住民の福祉」を増進するという効果があるとはいえず、また、知事らの出席や公金支出が「住民の福祉」を図る目的に出たということもできません。本件国葬に知事らが出席することが「住民の福祉の増進」につながるとは誰も思わないでしょう。

「国」が行う「葬儀」であるからそれに知事らが出席するのは「社会的儀礼」であり、したがって地方自治法に違反しないという意見があったとしても、「社会的儀礼」それ自体は「法律」でもなく「政令」でもありません。「社会的儀礼」を理由として、法律違反の行為が合法化されるということにもなりません。

このように検討してくると、本件国葬に知事らが参加したり、公金を支出したりすることが、地方自治の本旨を具体化した地方自治法２条２項に反する違法な行為であることは明らかです。

５　本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

(1)　はじめに

唐突に「国葬」なる言葉が飛び出しました。法律に規定もなく、誰も考えてもいなかった言葉が岸田首相の口から飛び出しました。漫画であれば、皆が口をあんぐりと開けて驚きあきれている姿です。規程も何もないから基準もない。しかし、言葉の意味からは、「立派なことをした人」というイメージが浮かぶでしょうが、この安倍元首相に関しては想像もできないミスキャストであると皆々が思っています。それほどひどい話でしょう。

(2)　賃金全く上昇せず

本件国葬を実施する理由として挙げられたのが「憲政史上最長の８年８ヶ月」です。そうであれば、単に長い期間、首相の座に座っていただけではなく、最長期間その場にいた者の責任がまずあります。

しかし、20年前から日本の賃金は全く上昇していないのです。先進国といわれる他国と比較しても、グラフをみれば歴然としています。他国は右肩上がりに上昇している反面、日本は底辺にへばりついたままです。今でも、です。この20年の間で最長期間、日本の国民の圧倒的多数を占める賃金労働者の生活水準を全く上昇させなかった最大の責任者が安倍元首相です。

それにもかかわらず、日本経済の再生をしたなどと冗談もいい加減にしてもらいたいです。安倍元首相がしたことは、国民の年金財源を取り崩し、これを株価安定のために投資したことです。ともかく、安倍元首相は株価を下げないためだけに従来違法であった年金財源を法改正して投資にあてたのです。決して日本経済は再生していません。実質経済はガタガタです。どんどん、生活水準は低下の一方です。安倍元首相に「経済の功績」など全くありません。

(3)　「モリ」「カケ」「サクラ」

安倍元首相に国葬と聞いて、第一に思い浮かぶのは、―そうです、「モリ」「カケ」「サクラ」です。いずれも「ミミッチイ」話です。権勢を傘に、違法行為に蓋をして強行突破しようとして、芝居がかった「大見得」を切りました。「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということをはっきり申し上げておきたい」と安倍元首相は国会質疑の中で高らかに宣言しました。これを聞いて泡を食った財務省は公文書の改ざんを行い、事実を消してしまいました。そのために最もまじめで貴重な一人の国家公務員の命が失われました。

「国葬」になどと言われる人は、このような違法はもちろん、それよりも人格的倫理性に傷がつく事実があれば、頭から候補にならないはずです。岸田首相はこの「安倍元首相の亡霊」で何を獲得しようとしているのでしょうか。

(4)　「民主主義」と「憲法秩序」の破壊者

ア　教育基本法の改悪

2000年第一次安倍内閣が真っ先に取り上げた課題は「教育基本法」の改悪です。もともと、旧教育基本法は、準憲法的性格をもつと言われた法律です。戦前の天皇制絶対主義国家において狂信的軍国主義を発生させた反省から、新憲法の平和主義・基本的人権尊重主義の実現は「教育の力による」として、この基本法が作られました。ところが第一次安倍内閣は、この基本法から、教育行政の根本たる「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という規定を削除しました。その結果、今では、行政当局の意のままに行われる上意下達教育と愛国心教育に子どもたちが晒される事態を作り上げ、教育の危機を招いています。安倍元首相は、ここで、教育に関する憲法改悪を断行しました。

イ　安保法制・集団的自衛権行使の違憲行為

安倍元首相の最大の犯罪的行為は、集団的自衛権行使を可能とする「安保法制」を強制採決したことです。これによって、日本国民全体は、いつ何時でも、アメリカの行う戦争にその片棒を担がされることになり、戦争国家による被害を受ける危険が発生しています。もし、台湾有事でも発生すれば。沖縄の米軍基地ならびに今さかんに南西諸島に自衛隊が配備している軍事施設から戦争がはじまることになります。

この責任をとらずに安倍元首相は死亡しましたが、岸田首相が「安倍氏を国葬に」というのなら、まず、この安保法制を改消してからにすべきです。取り返しのつかない政治的犯罪を犯していることを政府・自民党は自覚して、安倍元首相の行った犯罪的行為を１つ１つまず改消してからいうべきでしょう。

思い起こせば、2014年春に安倍元首相はワシントンに行き、オバマ大統領の前で、「越えられぬ山はない」という恋歌を引用して、「私はいつでもあなたのおそばに参ります」とのたまった。民族主義者でなくとも日本人民の名誉と誇りに傷つけた総理であり、国葬なんてとんでもない、不当極まりない行為であって、私達は断じて認める事はできませんし、私達の税金が本件国葬の葬式代に使われることを認めるわけにはいきません。

６　結論

よって、私たち請求者は、地方自治法第242条第１項の規定に基づき、大阪府監査委員に対して、本件国葬に大阪府知事及び大阪府県議会議長が出席・参列するに際して、公金を支出することの差止めの措置を求めて、住民監査請求をします。

事実証明書（略）

# （別紙２）暫定的な停止勧告の申立て

令和４年８月19日　請求人らの申立ての概要

第１　申立ての趣旨

請求人らは、貴監査委員に対して、政府が2022（令和４）年９月27日に東京都内で実施することを決定した安倍晋三元首相の国葬（以下「本件国葬」といいます。）にあたり、大阪府知事（以下「知事」と言います。）及び大阪府議会議長（以下「議長」と言います。）の出席並びにこれに随行する大阪府職員の派遣（以下「知事等の派遣」といいます。）に関し、これらに要する費用（以下「知事等の派遣費用」といいます。）について、知事（議会費については議長）に対して支出の差止を勧告することを求め、地方自治法第242条の２第１項１号に基づく請求を行いました。

これに対して、勧告手続が終了するまでの間、同法242条第３項に基づいて当該行為を暫定的に停止すべきことを大阪府知事・大阪府議会議長に勧告することを求めます。

第２　申立ての理由

１　知事等の派遣行為が違憲ないし違法であることの相当な理由

(1)　実質的理由

知事等の派遣が違憲ないし違法であること、従ってこれに伴う道民の税金の支出も違憲ないし違法であることは、措置請求書の「請求の要旨」に記載したとおりです。

しかも、主権者の平等や思想・信条の自由など、重要な基本的人権の侵害を伴うものであり、その違憲ないし違法の程度も重大です。

(2)　手続的理由

本件国葬について、政府は内閣設置法に基づく「内閣の事務」（憲法第73条）として行うとしますが、地方公共団体において首長等が国葬に出席したり弔意を表わす行為は、地方公共団体が独自に行う「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」（憲法94条）行為にほかなりません。すなわち、地方公共団体が自主的に判断することであり、とりわけ違憲ないし違法が問われるような問題は、慎重に審議され検討されなければなりません。

ところが、９月27日は第３回定例会の開会前日です

また、コロナ禍や物価高など府民の生活、経済活動が深刻な打撃を受けており、府議会で審議すべき議題が山積しているために、知事等の派遣の肯否や内容について議会内であらかじめ検討する時間的余裕もないと思われます。

２　回復の困難な損害を避けるため緊急の必要あること

前記１(2)で述べたとおり、９月27日は第３回定例会の開会前日であり、このような中で、府議会で審議することもなく強行することは、地方行政の法（憲法）適合性及び公費支出の適法性確保について取り返しのつかない回復困難な損害を与える可能性があります。

３　暫定的に停止することにより、人の生命又は身体に対する重大な危害の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれも存在しません。

第３　結論

以上より、申し立ての趣旨記載のとおりの勧告を求めます。　以上

# （別紙３－１）請求人陳述　１

○　知事の記者会見などでの発言を見ると、本件国葬へ公費で参列するつもりであるということは、再三明言しており、相当な確実性がある。

○　元々国葬は、大日本帝国憲法下において、国葬令に基づき行われてきたものであり、天皇から賜物として、国葬が皇族以外のものについて行われるということがあった。代表例としては、連合艦隊司令長官であった山本五十六氏で、戦争中、戦意の高揚ということのために国葬というものを使ったもの。このように、極めて政治的なものもある。

国葬令については、日本国憲法施行に際して廃止された。地方公共団体においても、慰霊祭、追弔会などについては、挙行しないということが決められていた。

○　本件国葬を特別に行うということは、特定の亡くなった方を特別扱いするということで、憲法14条に反する。

次に、本件国葬に伴って、追悼の表明が事実上であっても求められる局面が出てくることが考えられる。追悼あるいは尊敬の敬意の意を表するという極めて個人的な事柄を強いる形になる本件国葬は、憲法19条に反する。

本件国葬は、無宗教形式で行うということが言われている。裁判例では、宗教の定義ということで言うと、超自然的な存在を畏敬するというようなことが言われている。亡くなられた方に弔意を示すというのは、亡くなられた方が何らかの形で実在存在しているということ、その超自然的な存在を畏敬するという心情であるということで、形式が非宗教であったとしても、やはり宗教性を帯びることになり、憲法20条に違反する。

あと、憲法21条で、表現の自由にも違反する。

○　本件国葬に関しては、国葬令の廃止によって、法的な根拠は欠いている。根拠として内閣府設置法だということだが、組織法であって、これが根拠になってこういう儀式を行えるというのは詭弁である。

○　地方公共団体は、住民の福祉の増進を図るための団体であり、その行為は、住民の福祉の増進に意義があるものでなければならない。葬式に出るのは、儀礼的な行為として捉えられることが多いが、儀礼的な行為であれば無制限にできるということではない。過去の裁判例でも、儀礼的、社交的なものについて、首長が参加することに一定の縛りをかけた裁判例があり、これは住民の福祉の増進に役立つかどうかがメルクマールとなっている。本件国葬に出ることは府民の福祉の増進にはならないと考えられ、地方自治法に違反する。

○　安倍元首相は、政治家としては極めて評価が分かれ、評価している者もいれば、評価していない者もおり、本件国葬には不当性があると考えている。

○　住民監査請求書提出後の事実について補足する。

官房長官の記者会見での、閣議了解に基づく弔意表明の地方公共団体などへの要望は行わない、国民一人一人に弔意を求めるものであるとの誤解を招かないよう云々という部分から、弔意の強制はないと思われるかもしれないが、国葬という形式には、国全体で弔意を表明するということが内包されている。閣議了解として要請をしなかったとしても、ある意味忖度するような形で、弔意行政が行われることは十分にあり得る。現に、知事が、少なくとも弔旗の掲揚を行うということを言っている。

世論調査では、本件国葬についてほぼ賛否真っ二つに割れて、やや反対の方が多いという状況である。故人に対する敬意や弔意の問題と、本件国葬への賛否は必ずしもリンクしないが、少なくとも内心の自由とか思想良心の自由というデリケートな問題を含んでいる。本件国葬について、地方公共団体としてどのように対応するのかについては、慎重に検討いただきたい。

公費支出の確実性という点は、現時点ではまだ支出されていないが、知事は参列すると明言しているので、本件国葬が中止にならない限り、公費支出が確実なものとして見込まれる。本件財務会計行為の違法性不当性を認め、歯止めをかけていただきたい。

○　住民監査請求に併せて、暫定的な停止勧告の申立てという書面も付けている。本件国葬が９月27日に迫っており、暇がないということで、とりあえず暫定的に停止すべき勧告を出していただきたい。

# （別紙３－２）請求人陳述　２

○　第１に国葬令は廃止されており、法令上の根拠がない。

○　第２に、仮に法令を整えたとしても、安倍晋三氏は国葬されるにふさわしい人物ではない。安倍晋三氏は、憲法と民主主義を破壊してきた人物であり、政治の私物化の疑惑や宗教団体と政界との癒着の問題の中心にいたと考えている。

○　国民のほぼ全員に近い人たちが本件国葬に賛成しているという状況の中で行われるのであればわかるが、全くそうでもない。住民監査請求後の世論調査の結果でも、軒並み賛否拮抗というよりもむしろ反対の方が多いという状況の中で、本件国葬をやるべきではない。

○　首相は、弔意を強制するものではないと言っている一方で、敬意と弔意を国全体として表す国の公式行事だという説明もしている。現に本件国葬に反対する人が半数あるいは半数を超えるという状況の中で、弔意を国全体として表すための本件国葬を営むということ自体が、弔意を強制することになるのは自明である。現に、国の省庁の職員には黙とうを強制すると言っているのであるから、本件国葬自体やってはならないと考えている。

○　本来やるべきでない本件国葬に、自治体の代表者などが参列するということ自体やるべきではない。知事が公人として、いわば府民を代表して参列するということになる。本件国葬に賛成よりも反対の方が多いという状況の中で、知事が、府民を代表して国葬に参列するなんてことがあり得るのかが全く理解できない。

○　知事は、自治体の長として参加すべきだと思うし参加すると、はっきり言っている。国葬実行委員会では、参列者の中には、海外の要人と並んで地方公共団体の代表も含んでいるという報道があった。放っておいたら、知事は参加し、旅費が支出されることになる。これは、府民として看過できない。旅費だけではなく、一切の支出をすべきではないし、反対の人が多いと想像される状況の中で、府民を勝手に代表することは許されない。

○　知事の記者会見などでの発言を見ると、本件国葬へ公費で参列するつもりであるということは、再三明言しており、相当な確実性がある。

（別紙３－３）請求人陳述　３

○　政府は国葬の定義を、国民全体として敬意弔意を表する儀式としている。これは、国民の思想や表現の自由を奪うことになる。客観的な審査や基準に基づかない現在の内閣だけの主観的な評価での決定で、本件国葬を行うのであれば、平等の原則に問題が生じる。

○　故安倍晋三氏は、「モリ」「カケ」「サクラ」に代表されるように、総理大臣としての資質に欠け、憲法違反とされる法も、数の力で通した人物である。

○　本件国葬の警備費は明らかにされておらず、35億円ほどかかるのではないかという報道もある。国民に強制はしないと言っているが、税金は強制的に使われてしまう。

○　たとえ経費が少なくても、社会状況が安定していても、国葬という考え方に反対である。

○　以上のような問題の多い本件国葬に、知事らが府民の代表として、公金を費やして参列することを停止すべきと考える。

# （別紙４－１）陳述書－１

大阪府職員措置請求（2022年８月19日付）

陳述書

2022年８月31日

私の意見陳述では、主に、本年８月19に行った監査請求以降の状況について、追加資料に基づいて説明します。

１　憲法19条、21条に関連した弔意表明の問題について

(1)　措置請求書では、本件国葬が、本来極めて個人的な営為である故人に対する追悼の念を、個人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、国中の人々に強いるという意味で、思想良心の自由に反する旨記載致しました。

この問題点は、政府としても認識しているようであり、本年８月26日の閣議で、吉田茂元首相の国葬に際して行われていたような、弔意表明を求める閣議了解は行わない、とされました。

(2)　しかし、「国葬」という形式を取ることによって、国レベルの弔意表明要請がなくても、自治体レベルでの弔意の表明要請が行われることが容易に予想されます。

本年７月12日に、安倍晋三氏の私的な葬儀が東京の増上寺で営まれました。その際、複数の自治体で、学校を含めて弔意を表する意味を有する半旗の掲揚が求められたことがわかっています。一例として、兵庫県三田市の例ですが、市立学校を含めた各部局に半旗の掲揚方依頼があり、実際に行われました。大阪府下では、吹田市と富田林市で学校での半旗掲揚要請が行われたとのことです。

吉村洋文大阪府知事も、記者会見で本件国葬に際して府庁での弔旗の掲揚を行うと明言しています。

(3)　本件国葬に対する近時の世論調査の結果では、各社とも「国葬」に反対の意見が過半数を占めている状況です。「国葬」への賛否と、故人に対する敬意や弔意の有無は別問題であり、故人に対する敬意や弔意を抱きつつ「国葬」には反対、という人もいるものと考えられますが、内心の自由、思想良心の自由というきわめてデリケートな問題を含む「国葬」に対して地方公共団体としてどのように対応するのか、ということについてはどうか慎重に検討して頂きたいと思います。

２　公費支出の確実性について

吉村洋文大阪府知事は、記者会見で本件国葬への参列を明言しています。そうなりますと、本件国葬が中止にならない限り、公費支出も確実なものとして見込まれることになります。

本件では、国葬そのものの違憲違法、不当性の問題と、地方自治法の解釈問題として、住民の福祉増進という地方自治体の目的に照らして本件国葬に参列するのか、という問題があります。住民監査請求ということから、財務会計行為としての当不当が問われています。監査委員の皆様におかれては、是非とも本件国葬に関する財務会計行為の違法性不当性を認めていただき、歯止めを掛けていただきたいと切望しています。

以上

資料（略）

# （別紙４－２）陳述書－２

2022年８月31日

１．　国葬は憲法違反と考えます。

(1)　国といえば、その成員の全てを含みます。成員の全てが一人の葬儀を行い、その費用はすべて血税から支出されるというような「葬式」はまさに平等原則に反することが明らかでしょう。岸田首相は、国葬の理由について、「民主主義を断固として守り抜くという決意を示して行く」と言いますが、「民主主義」に反する行為で「民主主義を守る」などと矛盾・分裂したことばです。

国葬は、かつて天皇制の下に国民を統合し、戦争に動員するなど危険な装置として用いられた儀式であり、今回の安倍元首相の国葬がなされると、安倍政治の全てを称賛し異論をさしはさませない心理的圧力を発生させるでしょう。政府はそれを目的にしているといわざるをえません。

しかし、この「圧力」は国民の思想信条への圧迫をもたらし、国民の精神的自由権を侵害するものです。

(2)　そもそも、何の法律上の根拠もありません。旧国葬令が廃止されて以来、国葬を規定した法律はなく、政府のいう内閣設置法は組織法であって、国葬という行為を行う根拠になるものではなく、したがって、2.5億円という巨額の国費を支出する根拠にもならず、違法と考えます。

２．　安倍政治を反省することが日本の進む道です。

(1)　安倍政治こそ戦後の日本の民主主義を後退させ、憲法の定めた平和と基本的人権に対する重大な危険を発生させました。

つい最近では、憲法第９条に真向違反する安保法制を強行実施し、我国に最大の危険をもたらす「集団的自衛権」の行使をさせ、これは正にアメリカの戦争の「餌食」にされるものです。仮に台湾有事でも発生すれば、南西諸島から沖縄全般が瞬く間に戦場にされるという事態が予想されます。

絶対戦争しないという我国民の決意をくずしにかかったのは安倍政治であったことを忘れてはなりません。

(2)　「モリ」「カケ」「サクラ」といわれる事態、これは何でしょうか

正に政権における腐敗であり、公私混同であり、政治の私物化です。そして、毎日のように旧統一教会との関係が自民党を揺るがしているのをみても、その開始は安倍氏の祖父岸信介氏であり、安倍氏自身も深く埋没していたことが見て取れます。自民党の改憲草案は、統一教会の案であるといわれており、この８年を超える安倍政治は我国に大きな危険をもたらしたことが明らかです。

３．　「国葬なんてとんでもない」というのが私達の率直な感想です。一切の公的機関も、公的資金も断じて使ってはならないということが憲法の立場であると考えます。

# （別紙５）閣議決定

故安倍晋三の葬儀の執行について

令和４年７月22日

閣 　議 　決 　定

１　葬儀は、国において行い、故安倍晋三国葬儀と称する。

２　葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。

葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。

３　葬儀は、令和４年９月27日（火）、日本武道館において行う。

４　葬儀のために必要な経費は、国費で支弁する。

# （別紙６）葬儀委員長決定

故安倍晋三国葬儀の流れについて

令和４年９月６日

葬儀委員長決定

故安倍晋三国葬儀の流れを別紙のとおり定める。

（別紙）

故安倍晋三国葬儀の流れ

日時：令和４年９月27日（火）午後２時

場所：日本武道館

一　御遺骨式場到着

一　開式の辞　葬儀副委員長（内閣官房長官）

一　国歌演奏

一　黙とう

一　生前のお姿の映写

一　追悼の辞　葬儀委員長（内閣総理大臣）　岸田　文雄

　　　　　　　衆議院議長　細田　博之

　　　　　　　参議院議長　尾辻　秀久

　　　　　　　最高裁判所長官　戸倉　三郎

　　　　　　　友人代表　菅　義偉

一　勅使・皇后宮使御拝礼

一　上皇使・上皇后宮使御拝礼

一　御供花　皇族各殿下

一　献花　葬儀委員長

　　　　　喪主

　　　　　御遺族

　　　　　衆議院議長

　　　　　参議院議長

　　　　　最高裁判所長官

　　　　　友人代表

　　　　　海外の要人　等

一　御遺骨お見送り

引き続き参列者による献花

# （別紙７）関係法令

○　内閣府設置法（平成11年法律第89号）

（所掌事務）

第４条

３　前２項に定めるもののほか、内閣府は、前条第２項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十三　国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

○　地方自治法（昭和22年法律第67号）

第２条

②　普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

⑭　地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

○　知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和22年大阪府条例第18号）

（旅費）

第７条　知事等の旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）（宿泊料、着後手当、支度料及び日額旅費、内国旅行の場合の日当及び食卓料並びに外国旅行の場合の航空賃に関する規定を除く。）に定める内閣総理大臣等中のその他の者相当額とする。

○　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）

（鉄道賃）

第16条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

一　その乗車に要する運賃

二　急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

三　内閣総理大臣等及び指定職の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第１号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

四　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃、第２号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

○　職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）

（鉄道賃）

第13条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

一　乗車に要する旅客運賃

二　急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金

三　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

○　大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

（昭和31年大阪府条例第21号）

（費用弁償）

第５条　府議会議員が公務のため府の区域外の地域（府に隣接する府県の区域内において規程で定める地域を除く。）に旅行したとき（大阪府議会会議規則（平成３年大阪府議会規則第１号）第72条の規定による委員の派遣を除く。）は、費用弁償を支給する。

２　知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和22年大阪府条例第18号）第７条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。ただし、内国旅行の場合の鉄道賃及び船賃並びに外国旅行の場合の船賃、航空賃及び日当に関する規定については、この限りでない。